

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第2区分

【発行日】平成24年4月12日(2012.4.12)

【公表番号】特表2011-513356(P2011-513356A)

【公表日】平成23年4月28日(2011.4.28)

【年通号数】公開・登録公報2011-017

【出願番号】特願2010-549109(P2010-549109)

【国際特許分類】

A 6 1 K	33/30	(2006.01)
A 6 1 K	31/505	(2006.01)
A 6 1 P	31/12	(2006.01)
A 6 1 P	31/16	(2006.01)
A 6 1 P	31/14	(2006.01)
A 6 1 P	31/20	(2006.01)

【F I】

A 6 1 K	33/30
A 6 1 K	31/505
A 6 1 P	31/12
A 6 1 P	31/16
A 6 1 P	31/14
A 6 1 P	31/20

【手続補正書】

【提出日】平成24年2月24日(2012.2.24)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

亜鉛およびトリメトプリムを含んでなる抗ウイルス組成物であつて、亜鉛とトリメトプリムの重量比が約1：3～約1：7である、組成物。

【請求項2】

約0.1～200mgの亜鉛と約50mg～約1000mgのトリメトプリムとを含んでなる、請求項1に記載の組成物。

【請求項3】

アジュバント、賦形剤、バッファー、担体、マトリックス、結合剤、コーティング材料、鎮痛剤、ビタミン、甘味剤、香味剤、徐放性ビヒクルおよび付加的治療薬の1以上をさらに含んでなる、請求項1または2に記載の組成物。

【請求項4】

持続放出薬、注射液、エアゾール、ゲル、丸剤、カプセル剤、トローチ剤、含嗽剤、点鼻剤、点眼剤、シロップ剤、溶解錠、腸溶被覆錠、皮膚塗布剤または経皮パッチとして処方されている、請求項1～3のいずれか一項に記載の組成物。

【請求項5】

亜鉛、トリメトプリムおよび亜鉛とトリメトプリムの混合物のいずれか1以上の薬学上許容される塩を含んでなる、請求項1～4のいずれか一項に記載の組成物。

【請求項6】

亜鉛塩が、C14H18N4O3·ZnSO4、C14H18N4O3·ZnO14H

$\text{ZnO}_6\text{H}_{10}\text{C}_4 \cdot \text{ZnO}_{14}\text{H}_{22}\text{C}_{12}$ および $\text{C}_{14}\text{H}_{18}\text{N}_4\text{O}_3$ および $\text{ZnO}_{14}\text{H}_{22}\text{C}_{12}$ またはその誘導体の 1 以上であるか、あるいは、亜鉛塩が、硫酸亜鉛、酢酸亜鉛およびグルコン酸亜鉛の 1 以上である、請求項 5 に記載の組成物。

【請求項 7】

亜鉛とトリメトプリムとの複合体を含んでなるか、あるいは、本明細書に示されている構造体 1 ~ 14 の 1 以上、またはその誘導体を含んでなる、請求項 1 ~ 6 のいずれか一項に記載の組成物。

【請求項 8】

被験体におけるウイルス感染を処置するのに用いるための、請求項 1 ~ 7 のいずれか一項に記載の組成物。

【請求項 9】

被験体におけるウイルス感染を処置するための薬剤の製造における、請求項 1 ~ 7 のいずれか一項に記載の組成物の使用。

【請求項 10】

ウイルス感染が、ウイルス呼吸器系感染、急性ウイルス気道感染、ピコルナウイルス、ライノウイルス、コロナウイルス、呼吸器合胞体ウイルス、インフルエンザウイルス、インフルエンザ A、インフルエンザ B、パラインフルエンザウイルス、アデノウイルス、心臓のウイルス感染、筋肉のウイルス感染、肝臓のウイルス感染および皮膚のウイルス感染の 1 以上である、請求項 8 に記載の組成物または請求項 9 に記載の使用。

【請求項 11】

ウイルス感染に罹患した被験体に、亜鉛およびトリメトプリムを含んでなる組成物を投与することを含んでなる、ウイルス感染の処置方法。

【請求項 12】

被験体に対する、亜鉛もしくはトリメトプリムの混合物の投与、亜鉛およびトリメトプリムのいずれかの順序での逐次投与、または亜鉛とトリメトプリムとの複合体の投与を含んでなる、請求項 11 に記載の処置。

【請求項 13】

ウイルス感染が、ピコルナウイルス、ライノウイルス、コロナウイルス、呼吸器合胞体ウイルス、インフルエンザ A および B、パラインフルエンザウイルスまたはアデノウイルスを含むウイルス呼吸器感染である、請求項 11 または 12 に記載の処置。

【請求項 14】

i) 請求項 1 ~ 7 のいずれか一項に記載の抗ウイルス組成物； ii) 疎水性有機担体、有機極性溶媒、保湿剤、界面活性剤の 1 以上；遅延放出剤、生物接着剤、ゲル化剤、フィルム形成剤、相遷移剤、水およびその混合物から選択される少なくとも 1 つの重合添加剤；および所望により使用説明書を含んでなる、キット。